

山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョンの概要

ビジョン策定の趣旨

- ▶ 県内の産業廃棄物の最終処分量の一層の削減に向け、更に産業廃棄物の排出抑制や再生利用の促進を図るため、産業廃棄物処理を巡る現状を踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を示す

ビジョンの位置づけと対象期間

- ▶ 山梨県廃棄物総合計画の産業廃棄物における施策を補完し、同計画の目標達成に資するもの
- ▶ 平成29年度から概ね10年間程度

本県の産業廃棄物を巡る状況

(1) 産業廃棄物排出等の状況

- ・ 全国の産業廃棄物排出量は、ここ10年間では平成17年度の4.2億トンをピークに漸減しており、最終処分量も半減。これを反映して産業廃棄物最終処分場の残余年数は14.7年と伸び、逼迫状況は引き続き緩和の傾向
- ・ 県内の産業廃棄物排出量は微増する中、10年前と比較し再生利用率は約50%と向上し(+7ポイント)、委託最終処分量も1/3程度にまで減少

(2) 県内における産業廃棄物処理の現状と課題

① 産業廃棄物の排出段階での課題

- ・ 産業廃棄物の排出量は、企業の事業活動量により大きく影響される
- ・ 排出抑制は、製造工程の見直しなど、コストや技術的な問題がある

② 産業廃棄物の分別・選別に関する課題

- ・ 分別に必要なコストを処理料金へ反映されにくい実態がある
- ・ 最終処分量を減らしていくためには、混合廃棄物の分別を徹底することが必要

③ 再生利用困難物など、産業廃棄物の再生利用における課題

- ・ 再生利用困難物については、再生技術、再生品の需要等に関する情報が少ない
- ・ 再生品の一部において生産量に見合う需要が確保できていない

④ 適正な処理施設の充実のための住民理解に関する課題

- ・ 地域住民の処理施設に対する正確な理解が進まない場合がある
- ・ 施設の操業後、意見交換や環境モニタリングの実施を求める声がある

産業廃棄物に関する施策の今後の方向性

- ◇ 産業廃棄物処分場については、排出抑制や再生利用など、産業廃棄物の適正処理を一層推進し、最終処分量の更なる削減を図る中で、その整備については引き続き当面凍結し、県内及び全国的な産業廃棄物の排出等の動向を注視
- ◇ 一般廃棄物最終処分場については、処理責任を有する市町村の主体的な取り組みによる整備・確保を推進

- ◇ 産業廃棄物の適正処理の推進には、排出事業者や処理業者の主体的かつ率先した取り組みにより、課題の解決を図ることが必要
- ◇ 産業廃棄物処理業を快適な県民生活と活力ある県内経済を支える産業と捉え、その健全な発展を支援していくこととし、施策を実行

I 排出事業者の意識改革と取り組みの促進

- ◇ 適正処理の確保のため、先進的な取り組み事例を収集し、提供していくことなどにより、適正なコスト負担も含めた排出事業者の意識向上を図るとともに、主体的かつ率先した取り組みを促す
- ◇ 産業廃棄物の排出量は、景気動向などに左右されるため、こうした点を考慮した排出事業者の取り組みを適正に評価する仕組みの導入を図る
- ◇ 廃棄物の再生利用を促進するため、排出事業者、処理業者の間で用途に応じた分別・選別に関する情報の共有化を図る
 - ＜主な施策事業＞
 - ・ セミナー等を通じた、先進的な取り組み事例等の情報提供
 - ・ 排出抑制に向けた事業者の優れた取り組みの表彰など、インセンティブの付与
 - ・ 排出抑制・再生利用の取り組みを適切に評価できる指標の導入
 - ・ 個々の排出事業者の実情に応じた、排出抑制等の具体的なアドバイスの実施

II 優良な処理業者の育成

- ◇ 処理業者の資質向上の取り組みを支援し、優良な処理業者の育成を図る
- ◇ 廃棄物処理法に基づく優良認定制度を一層普及させるとともに、関係団体の意見を踏まえ、地域貢献等も含めた評価手法について検討する
- ◇ 排出事業者に対して、廃棄物処理に係るコンプライアンスの確保や再生利用の効果的な推進等のメリットをPRし、優良な処理業者の優先活用を促していく
 - ＜主な施策事業＞
 - ・ 処理業者の資質向上のための研修等の実施
 - ・ 廃棄物処理法に基づく優良な処理業者の認定の促進
 - ・ 処理業者に係る県独自の格付け制度の導入
 - ・ 排出事業者による優良な処理業者の活用の促進

III 再生利用困難物などの再生利用の促進

- ◇ 県内で発生する廃棄物の最終処分量の更なる削減を図るため、鉱業汚泥をはじめ、現状では再生利用が困難な廃棄物の再生利用を促進する
- ◇ 幅広い事業者に対して再生利用の先事例等の情報提供を行うことで、具体的な取り組みを喚起し、再生事業の立案から利活用までを通じて幅広くサポートをしていく
- ◇ 県内事業者に対して再生品の情報提供を行い、その活用を図る
- ◇ 再生利用を継続的に進めていくためには、一定量の廃棄物を確保する必要があることから、事業者間で廃棄物に係る情報を共有する仕組みについて検討していく
 - ＜主な施策事業＞
 - ・ 講習会やHP等による、再生利用に関する情報の提供
 - ・ 再生事業の事例やサポート情報等を掲載した手引きの作成や相談窓口の設置
 - ・ 再生事業を技術的、経済的観点から評価・助言するアドバイザーの派遣等
 - ・ 公共事業での利用など、再生品利用の促進

IV 産業廃棄物処理業に対する県民理解の醸成

- ◇ 産業廃棄物処理業を、県民生活・県内産業を支える重要な産業として健全に発展させていくため、処理業者の廃棄物の適正処理や、積極的な情報開示や地域貢献等に向けた取り組みを促し、産業廃棄物処理業に対する県民理解の増進を図る
- ◇ 処理業者の県民理解への取り組みを評価し、県民に情報提供するとともに、産業廃棄物処理施設の設置に関して、地域住民が正確かつ十分な情報に基づき評価できる仕組みの整備を進める
 - ＜主な施策事業＞
 - ・ 処理業者に係る県独自の格付け制度の導入（再掲）
 - ・ 産業廃棄物処理業の役割等の積極的なPR
 - ・ 処理業者による施設見学・地域貢献活動等の推進
 - ・ 施設設置に関する事前協議制度の運用改善

ビジョンの推進

- ▶ 庁内の関係セクション、市町村、事業者等と密接に連携し、協力を得る中で、施策事業の具体化を図る